

## 栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ事業委託契約書

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条及び第 6 条の規定に基づき市町長が実施する予防接種（以下「予防接種」という。）の業務に関して、〇〇市（町）（以下「甲」という。）と一般社団法人栃木県医師会（以下「乙」という。）との間に次のとおり委託契約を締結する。

この場合、乙は乙の会員等で栃木県内定期予防接種相互乗り入れ事業への協力を承諾し、かつ、本契約締結についての権限を乙に委任した接種協力医師（以下「丙」という。）の代理人として契約をするものとする。

### （総則）

第 1 条 甲は、感染症予防の手段である予防接種率の向上を図るため、甲が実施する定期予防接種の対象者のうち、別表 1 に掲げる者が甲の区域外の医療機関において予防接種を受けることを希望する場合に、本契約に基づいて予防接種を実施するものとする。

### （信義誠実の義務）

第 2 条 甲、乙及び丙は、信義に従い、誠実にこの契約に定める各条項を履行しなければならない。

### （委託業務）

第 3 条 甲は、別表 2 に掲げる予防接種に関し、医師が行うべき別表 3 に掲げる業務の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

### （委託業務の実施方法）

第 4 条 乙は、前条の業務を丙において個別接種により実施させるものとする。

2 乙は、丙の氏名、丙の所属する医療機関名・住所及び丙が実施する予防接種の種類を甲に通知するものとする。

3 丙は、予防接種法その他関係法令及び栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ事業実施要領等を遵守し、業務を実施するものとする。

4 乙は、丙において業務が円滑に実施されるよう丙の指導監督に努めなければならない。

5 前 2 項のほか、丙は、業務の実施について甲の指示に従わなければならない。

### （委託料）

第 5 条 甲は、第 3 条の業務に係る委託料（消費税を含む。以下同じ。）として、丙の所属する医療機関に甲が定めた額を支払うものとする。

### （委託料の請求及び支払い）

第 6 条 乙は、丙が実施した第 3 条の業務に係る委託料の甲への請求を、丙の所属する医療機関に行わせるものとする。

2 丙が所属する医療機関は、丙が実施した第 3 条の業務に係る委託料について、当該業務を実施した月ごとに取りまとめ、当該実施月の翌月初日から 15 日までに別紙様式「請求書及び実績報告書」（以下「請求書」という。）に予診票を添付して、直接甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の請求書を受領したときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、請求書を受領した日の翌月 15 日までに支払うものとする。

(事故に対する措置)

第7条 この契約に基づいて丙が実施した予防接種により事故が生じた場合は、甲が当該健康被害への対応に当たるものとし、乙及び丙は甲に協力するものとする。

2 前項の場合において、甲は、当該事故に対する救済措置を講ずるとともに、被接種者に生じた損失を補償するものとする。

3 前項の規定により甲が損失の補償を行う場合は、当該損失の発生について丙に故意又は重大な過失がある場合を除き、甲は丙に対する求償権を有しないものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙及び丙は、委託業務について知り得た秘密をみだりに他に漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。

2 丙は、本契約による業務で提出された「予診票」をき損又は損失することのないよう、個人情報を安全かつ適正に管理しなければならない。万が一、このような状況が発生した場合には、直ちに甲及び乙に報告し、両者の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第9条 甲又は乙の事情によりこの契約の履行が不可能となったときは、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

2 この契約を解除する場合は、甲又は乙が1ヶ月前までに相手方に文書で通知するものとする。

(契約期間)

第10条 この契約の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(補則)

第11条 この契約の定めない事項については、必要に応じ、甲乙協議してこれを定める。  
この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 住所  
〇〇市(町)  
〇〇市(町)長〇〇〇〇

乙 宇都宮市駒生町3337-1  
一般社団法人 栃木県医師会  
会 長 太田 照男

## 別表 1

### 対象者

予防接種法第 3 条及び第 6 条の規定に基づく予防接種対象者の内

- (1) かかりつけ医が住所地外の市町にいる者
- (2) やむを得ない事情により住所地市町で予防接種を受けることが困難な者

## 別表 2

対象予防接種（下記の内, 接種協力医師の実施可能な予防接種）

### (1) A類疾病に対する予防接種

- ① ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風（DPT-IPV）予防接種
- ② ジフテリア、百日せき、破傷風（DPT）予防接種
- ③ ジフテリア、破傷風（DT）予防接種
- ④ 麻しん、風しん（MR）予防接種
- ⑤ 麻しん予防接種
- ⑥ 風しん予防接種
- ⑦ 日本脳炎予防接種
- ⑧ 結核（BCG）予防接種
- ⑨ 急性灰白髄炎（不活化ポリオ）予防接種
- ⑩ 子宮頸がん予防接種
- ⑪ H i b（インフルエンザ菌 b 型）予防接種
- ⑫ 小児用肺炎球菌予防接種
- ⑬ 水痘予防接種
- ⑭ B型肝炎予防接種
- ⑮ ロタウイルス予防接種

### (2) B類疾病に対する予防接種

- ① インフルエンザ（高齢者）予防接種
- ② 高齢者用肺炎球菌予防接種

## 別表 3

栃木県内定期予防接種相互乗り入れ委託契約書第 3 条に定める委託業務

- (1) 接種対象者の確認
- (2) 予診
- (3) ワクチンの接種
- (4) 母子健康手帳及び予防接種済証への記載
- (5) その他予防接種業務を行うために必要なこと